

8 競技用具整備業務（冬季大会）

県と会場地市町村は密接な連携のもと、「競技用具整備基本方針」及び「競技用具整備要項」に基づき、競技会の運営に万全を期するために、県競技団体及び中央競技団体の協力を得ながら、競技の実施に必要な競技用具の整備を行う。

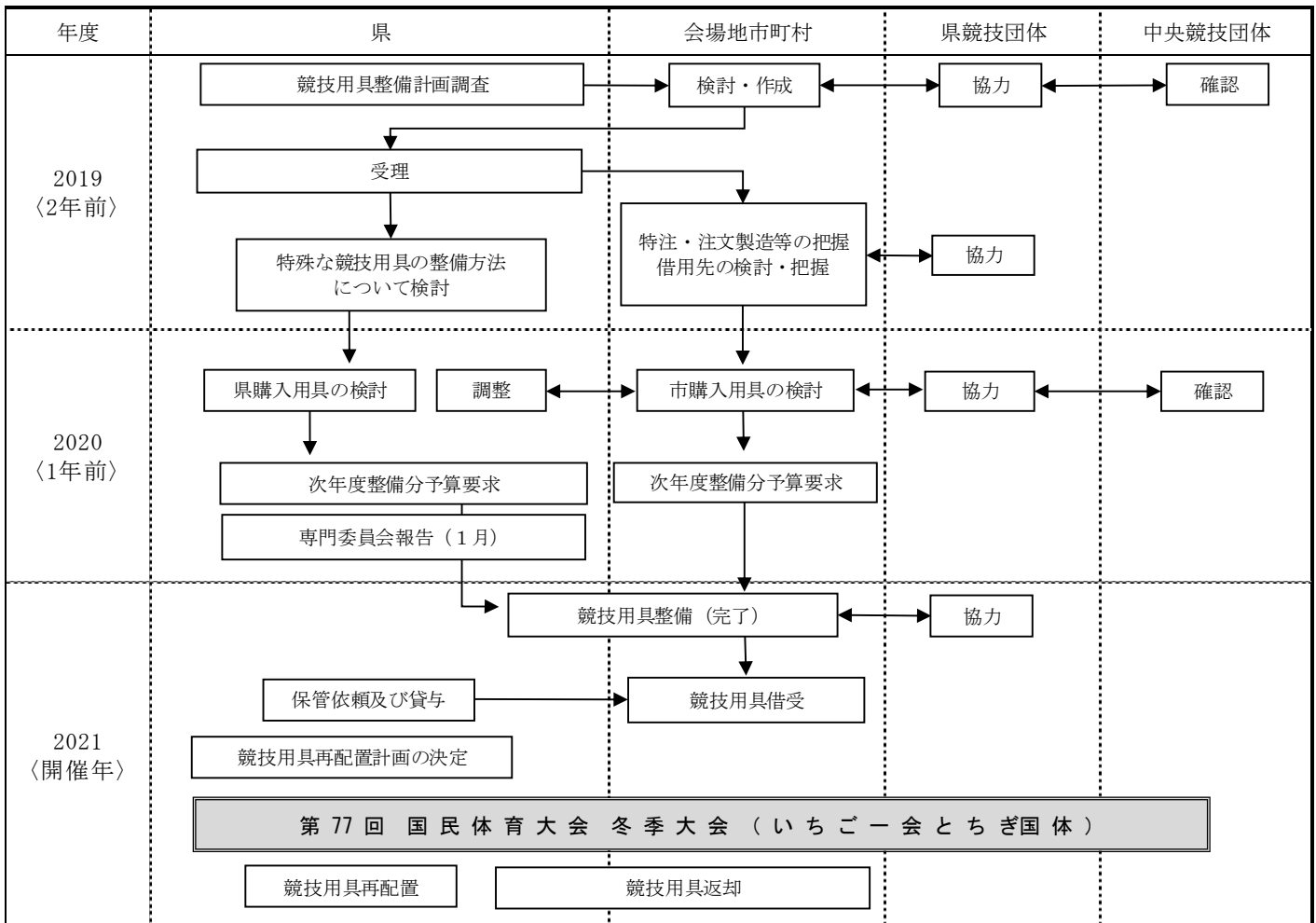
1 業務の概要

業務名	内 容	中央競技団体	県	会場地市町村	県競技団体
競技用具整備方針及び競技用具整備要項の作成	県は競技用具整備方針を作成するとともに、用具の区分、整備計画の作成、経費負担、処分方法等を内容とする競技用具整備要項を作成する。		◎		
競技用具整備計画の作成	会場地市町村は、県競技団体と協議の上、整備品目、規格、数量、整備方法（現有活用、借用、購入）、整備年度、整備金額を内容とする整備計画を作成する。			◎	○
競技用具の整備	県と会場地市町村は、整備計画に基づき競技用具を整備する。		◎	◎	
競技用具保管・取扱要項、再配置計画の作成	県と会場地市町村は、必要に応じて、競技用具の適正な管理のための要領やスポーツ振興に活用するための再配置計画を作成する。		◎	◎	

2 業務推進上の留意点

- (1) 会場地市町村は整備計画の作成にあたっては、県、県競技団体及び中央競技団体と十分に協議して作成すること。
- (2) 整備方法は次の順序とする。
 - ① 現有する用具の活用 ② 借用 ③ 購入
- (3) 購入する場合は、国体後の利活用を十分考慮すること。
- (4) 借用の場合は、借料の他に運搬料、組立料、人件費、補償料等を考慮すること。

いちご一会とちぎ国体 冬季大会 競技用具整備業務の流れ



* このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

1 第77回国民体育大会 競技用具整備基本方針（平成29年2月13日 第8回常任委員会決定）

第77回国民体育大会「以下「大会」という。」の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及、推進に資するため、次の基本方針に基づき計画的に整備する。

- 1 競技用具の整備にあたっては、「第77回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担基本方針」及び「同細目」並びに別に定める競技用具整備要項及び競技用具整備計画に基づくものとする。
- 2 競技用具の整備にあたっては、県と会場地市町村が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体と連携の上、推進するものとする。
- 3 競技用具は、原則として県及び会場地市町村並びに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。
- 4 一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量、質を超えて整備しなければならないものについては、別に定める。
- 5 購入する競技用具の保管並びに大会終了後の転用及び処分については、県及び会場地市町村がそれぞれの責任において行うものとする。

2 第77回国民体育大会 競技用具整備要項（平成29年12月18日 第4回競技運営専門委員会決定）

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会 競技用具整備基本方針」に基づき、第77回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技運営に万全を期するとともに、大会を契機としてスポーツの普及・振興に寄与することを目的とし、大会開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の区分

(1) この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

区分	内容		例示
競技用	備品	競技を実施するために直接必要な備品（施設に付帯するものは除く。）	ゴールポスト、卓球台、得点板等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、ホイッスル、ネット等
運営用	備品	競技会運営に必要な備品（施設に付帯するものは除く。）	テント、表彰台、放送器具等
	消耗品	競技会運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

(2) この要項で備品とは、比較的長期にわたってその性質又は形状を変更することなく使用に耐えるもので、取得価格が20,000円以上の物品をいう。

(3) この要項の消耗品とは、備品以外の物品をいう。

3 競技用具整備計画の作成

- (1) 競技用具整備計画は、会場地市町村が県競技団体及び県と協議の上、作成する。
- (2) 競技用具の規格及び数量については、県と会場地市町村が県競技団体と協議の上、公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体と調整し決定する。
- (3) 競技用具の整備にあたっては、大会時に使用可能な現有の競技用具を活用し、不足する場合は借用する。特に、大会終了後の利活用が困難なものはできる限り借用する。また、現有活用及び借用により整備してもなお不足する競技用具については購入する。
- (4) 競技用具の整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを勘案し調整する。

4 業務分担及び経費負担

(1) 競技用具の借用は会場地市町村が行うものとし、経費を負担する。なお、必要がある場合には、県が会場地市町村の依頼により斡旋に努める。

(2) 競技用具の購入は、次の業務分担及び経費負担区分による。

	県	会場地市町村
県有施設	競技会場及び練習会場の競技用備品	競技会場及び練習会場の競技用消耗品及び運営用備品・消耗品
市町村有施設	—	競技会場及び練習会場の競技用備品・消耗品及び運営用備品・消耗品
その他の施設	—	競技会場及び練習会場の競技用備品・消耗品及び運営用備品・消耗品

(3) 一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量・質を超えて整備しなければならない競技用具を特に配慮の必要な競技用備品とし、その整備については県と会場地市町村が別途協議する。

5 競技用具の転用及び処分

購入した競技用具の転用及び処分については、大会終了後、購入した者の責任において行うものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県と会場地市町村が別途協議するものとする。